



一口解説

今回のテーマ 相続税の改正



平成 23 年度税制改正大綱が閣議決定され、相続税では基礎控除額の引下げ、最高税率の引上げ、死亡保険金の非課税枠の制限と課税が強化された内容となっています。この改正によって、これまで相続税の対象となっていなかった方のうち、かなりの方が対象となるものとみられますので、注意が必要です。

1. 相続税の基礎控除引下げ

現行の基礎控除の金額 : 「5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数」

改正案の基礎控除の金額 : 「3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数」

現行制度と比較して控除額が 4 割削減された結果になります。

2. 相続税の最高税率の引上げ

現行の相続税の税率は 10% から 50% までの 6 段階ですが、法定相続分に応ずる取得金額が 6 億円を超える部分について 55% に引上げられ、税率構造も 8 段階となります。

法定相続分に 応ずる取得金額	現行		改正案	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	—	10%	—
1,000 万円超 3,000 万円以下	15%	50 万円	15%	50 万円
3,000 万円超 5,000 万円以下	20%	200 万円	20%	200 万円
5,000 万円超 1 億円以下	30%	700 万円	30%	700 万円
1 億円超 2 億円以下	40%	1,700 万円	40%	1,700 万円
2 億円超 3 億円以下			45%	2,700 万円
3 億円超 6 億円以下	50%	4,700 万円	50%	4,200 万円
6 億円超			55%	7,200 万円

3. 死亡保険金の非課税の制限

被相続人が保険料を負担し、被保険者が被相続人、保険金受取人が相続人である死亡保険金は相続財産とみなして相続税の対象となりますが、保険金のうち「500 万円 × 法定相続人数」までの金額は非課税とされています。この法定相続人の範囲に制限が加わりました。

—改正案の法定相続人の範囲—

①未成年者 ②障害者 ③相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者 のいずれかの者に限定

4. 未成年者控除、障害者控除の引上げ

未成年者控除、障害者控除とも 1 年当たりの控除額が 6 万円（特別障害者の場合は 12 万円）であったものが 10 万円（特別障害者の場合は 20 万円）に引上げられます。

※本記述は平成 23 年度税制改正大綱をもとに作成しており、今後変更となる可能性があります。

